

新旧対照表

改正後

改正前

(削除)

分離課税の短期譲渡所得の税額計算書

(平成 年分)

氏名

提出用

この計算書は、分離課税の短期譲渡所得がある場合に、その所得に対する税額を計算するために使用します。
申告書第三表(分離課税用)の「税金の計算」欄の②までの記入が終わったら、まず、「1 課税される所得金額等」欄に必要な事項を記入し、次に、一般所得分については「2 一般所得分の税額計算」欄で、軽減所得分については「3 軽減所得分の税額計算」欄で税額を計算します。
 なお、短期譲渡所得のうち一般所得分と軽減所得分両方がある方は税務署におたずねください。

1 課税される所得金額等

課税される所得金額	総合課税の所得	①	円	申告書第三表(分離課税用)の「税金の計算」欄の②の金額を転記してください。
	分離課税の短期譲渡所得	②	円	
	軽減所得分	③	円	
	総合課税の所得①に対する税額	④	円	

2 一般所得分の税額計算

	$② \times 40\%$	⑤	円	特別控除は50万円と上の②欄の金額のいずれか少ない方の金額です。ただし、申告書第一表の「総合課税の課税」から50万円の特別控除が差し引かれている場合には、引ききれない控除額に限りります。
	$① + (② - \text{円})$	⑥	(1,000円未満の端数切捨て)	
⑥に対する税額	(平均課税を適用する場合は下の④の金額)	⑦	円	確定申告の手引きの税金の計算の2課税される所得金額に対する税額で求めます。
	$(⑦ - ④) \times 110\%$	⑧	円	
②に対する税額	(⑤と⑧のいずれか多い方の金額)	⑨	円	申告書第三表(分離課税用)の「税金の計算」欄の③に転記してください。

3 軽減所得分の税額計算

	$③ \times 20\%$	⑫	円	特別控除は50万円と上の③欄の金額のいずれか少ない方の金額です。ただし、申告書第一表の「総合課税の課税」から50万円の特別控除が差し引かれている場合には、引ききれない控除額に限りります。
	$① + (③ - \text{円})$	⑬	(1,000円未満の端数切捨て)	
⑬に対する税額	(平均課税を適用する場合は下の⑭の金額)	⑭	円	確定申告の手引きの税金の計算の2課税される所得金額に対する税額で求めます。
	$(⑭ - ④)$	⑮	円	
③に対する税額	(⑫と⑮のいずれか多い方の金額)	⑯	円	申告書第三表(分離課税用)の「税金の計算」欄の④に転記してください。

(変動・臨時の平均課税を適用する場合は、下の欄で上の⑦の金額を計算してください。)

平均課税対象金額	調整所得金額	⑩	円	「変動所得・臨時所得の平均課税の計算書」の⑧の金額を転記してください。
⑥が⑩の金額を超える場合	特別所得金額 (⑥ - ⑩ × 1/2)	⑪	(1,000円未満の端数切捨て)	
⑧が⑩の金額以下の場合	調整所得金額 (⑥ × 1/2)	⑫	(1,000円未満の端数切捨て)	確定申告の手引きの税金の計算の2課税される所得金額に対する税額で求めます。
	特別所得金額 (⑥ - ⑫)	⑬	円	
税	調整所得金額⑫に対する税額	⑭	円	⑬ × 100 (小数点以下切捨て) を書きます。
	平均税率	⑮	%	
額	特別所得金額⑬に対する税額	⑯	円	
	税額の合計 (⑭ + ⑯)	⑰	円	

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。